

令和8年6月24日

赤磐市議会議員 佐藤武文 殿

赤磐市議会議員 佐々木 雄司



政治倫理審査会② 審査結果報告書に対する反対意見書

令和8年6月11日付の政治倫理審査会審査結果報告書について、私は審査会が示した政治倫理条例違反との結論を受け入れることができません。また審査会が述べる謝罪についてもその必要はないと考えます。以下に、その理由を明確に申し述べます。

■ 1. 審査手続きの公正性について

本件において最も重大な問題は、審査の公正性にかかわる手続き上の欠陥です。本件審査は、以下の構造のまま進められました。

- ・ 審査員自身が、本件の証言者である
- ・ その審査員が、自らの証言の信用性を評価する
- ・ さらに、自らの主張の正当性を判断し、最終報告書の作成にも関与する

この構造は、公正な判断機関に求められる「判断者の中立性」という基本原則に反するものです。たとえるならば、審判が自ら試合に参加した上で勝敗を判定するようなものであり、一般市民の目から見ても、到底公正な審査とは言えません。

私はこの問題を「抗議書兼審査員除斥要求書」として審査会に提出しましたが、回答も改善措置もなく、審査はそのまま続行されました。これは被審査者の正当な防御権を無視したものであり、公的機関の運営として著しく問題があると考えます。

■ 2. 飲酒状況の非対称性と、暴言の事実無根について

本件の事実認定において、決定的に重要な点があります。

審査会は、私が「酔った状態で他の議員に暴言を吐いた」ことを認定しています。

しかしこの認定は、以下の理由から根本的に成立しません。

まず、私の飲酒状況について明確に申し述べます。

私は現在、医師の診断書（逆流性食道炎・胃潰瘍癒痕、平成24年より継続治療中、令和8年6月12日付・赤磐市国民健康保険熊山診療所発行）が示す通り継続治療中です。

そして当日は胃腸の不調により、乾杯の一杯のみで、その後は一切飲酒していませんでした。そのため帰路の際、私は完全に素面の状態でした。

ここで重要な論点があります。

審査会が問題視しているのは「酔って暴言を吐いた」という行為です。

しかし私は酔っていませんでした。

酔っていない人間が、酔った勢いで暴言を吐くことは、論理的にあり得ません。

「酔っての暴言」という審査会の認定は、その前提である「酔っていた」という事実が存在しない以上、認定そのものが成立しないのです。では酔っていない状態での暴言だったのか？その事実ありません。

一方、審査請求を行った議員および同乗していた証言者たちは、審査会自身が認めているように、飲酒し酔った状態にありました。

証言者自身も「酔っていて記憶が曖昧」と認めています。

つまり本件は、構造的に以下の対立です。

【申請人・証言者側】飲酒し、酔っていて記憶が曖昧

V S

【佐々木】乾杯一杯のみ・素面、かつ医師診断書による客観的裏付けあり

にもかかわらず審査会は、酔って記憶が曖昧な側の証言を「真実」とし、素面であることに医師の診断書による裏付けもある側の説明を「虚偽（嘘）」と断定しました。これは証拠評価の論理として根本的に逆転しており、到底合理的な判断とは言えません。

録音・録画等の客観的証拠が一切存在しない本件において、より信頼性の高い記憶を持つのは、酔っている人物か、素面の人物か。この観点からも、審査会の結論は合理的な根拠を欠くものと言わざるを得ません。

■ 3. 行本議員の証言採用の問題点について

審査会は、行本議員の証言を根拠として私の説明を虚偽と断定しています。しかし、この証言採用には以下の点で重大な疑問があります。

(1) 私と行本議員との関係性について

私と行本議員との間には、議会公務上必要な場合を除いて、ほとんど接点がなく、公私ともに親密な関係はありません。そのうえ、懇親会においても、席が隣接していたわけではなく、積極的に交流する関係にはありませんでした。

すなわち審査会が認定したような「懇親会において複数回にわたりお酌を受けた」という状況は、このような関係性からしても不自然であり、私の認識とは大きく異なります。

(2) トイレでの会話について

審査会は、行本議員がトイレにおいて私と会話を交わしたと証言している点についても、その証言を採用しています。

しかし私は、トイレという場所で他の方と会話することは、一般的なマナーの観点から不適切であると考えており、行本議員に限らず、日頃から他の人物ともそのような場所で会話をしたことはありません。これは私の一貫した行動様式であり、審査会が認定した状況は、私の日常的な行動とは相容れないものです。

(3) 証言採用の根拠について

審査会は、行本議員の証言を採用した根拠として「行本議員は虚偽を述べる必要がない」と説明しています。

しかし、「虚偽を述べる必要がないこと」と「証言内容が真実であること」は全く別の問題です。人の記憶は完全ではなく、同じ出来事であっても認識や受け止め方に差異が生じることは当然ありますし、何かや、誰かと勘違いしていることも有り得る話です。「虚偽を述べる必要がない」という理由のみで一方の証言を全面採用し、他方の説明を「虚偽」と断定することは、慎重な証拠評価とは言えません。

事実認定とは、証言者の印象や立場によってではなく、客観的な裏付けと証拠に基づいて行われるべきものです。客観的証拠が存在しない本件では、とりわけ双方の証言を対等に扱い、どちらかを一方的に「真実」と断定することには慎重であるべきです。

■ 4. 私が問題提起した事項の正当性について

本件で私が一貫して提起していた問題は、次の点です。

「市役所から出発した送迎車両が、市役所へ戻るという本来の運行ルートを離れ、保田議員だけを自宅前まで送り届けることは適切か」です。

本件の送迎車両は、懇親会を行った飲食店が提供するサービスであり、参加した複数の議員が同乗していました。送迎サービスとは本来、出発地点から目的地までを複数人で共有するものであり、特定の一人の都合によってルートを変更し、自宅前まで送り届けることは、他の同乗者への配慮を欠くものであり、サービスの本来の趣旨からも逸脱しています。

さらに重要なのは、この車両に同乗していたのは一般市民ではなく、市民から選ばれた議員たちであるという点です。議員は公人として、日常の行動においても市民の目を意識し、公正さと節度を保つことが求められます。多数の同乗者がいる中で、自己の便宜のためにル

ートを変更させることは、その立場にある者として適切な行動とは言えません。

私はこの点について、その場で率直に疑問を呈しました。おかしいことをおかしいと指摘することは、議員としての当然の責務であり、むしろ指摘しないことの方が問題です。市民の付託を受けた議員として、こうした場面で声を上げることは、正当な職責の行使にほかなりません。

しかし本報告書では、この問題提起の当否についての検討は見当たりません。「なぜこのような事案が生じたのか」「その指摘に正当性はあったのか」という本来議論されるべき論点が、「誰がどのような口調で話したか」という評価の問題に矮小化されているように感じます。

私は、正当な問題提起を行ったことが政治倫理条例違反と評価されることの根拠について、審査会から十分な説明を受けていません。この点についても重大な疑義があります。

■ 5. 名誉への影響と審査会への要請

審査会は本報告書において、私の陳述を「虚偽（嘘）」と断定し、人格的評価にまで踏み込んでいます。市民から負託を受けた議員として活動する立場において、客観的証拠のないまま「虚偽陳述者（嘘つき）」と認定されることは、私個人の名誉と信用に重大な影響を及ぼすものです。

また、私が提出した照会書や除斥要求書を「脅しとも取れる不適切な行為」と評価していますが、これらはいずれも被審査者として認められた正当な防御権の行使です。公的機関の審査において、正当な権利行使を「脅し」と評価することは、審査対象者の権利を著しく軽視するものであり、容認できません。

■ 6. 結論

以上の理由から、本審査結果報告書には、以下のすべての観点において重大な問題があると考えます。

- ・ 審査手続きの公正性の欠如（証言者が審査員を兼ねる構造）
- ・ 飲酒状況の非対称性を無視した事実認定（素面・診断書付きの説明より、酔った側の証言を優先）
- ・ 行本議員の証言採用の合理性への疑問（関係性・状況・証言根拠の問題）
- ・ 正当な問題提起に対する検討の欠如
- ・ 客観的証拠なき虚偽認定による名誉毀損

したがって、政治倫理条例違反との結論を受け入れることはできません。

このような手続のもとでは、公正かつ客観的な事実認定を行うための前提条件が十分に満

たされていたとは言い難く、その結果として示された事実認定及び結論についても、十分な正当性を有するものとは認め難いと考えています。

以上の理由から、本報告書に示された政治倫理条例違反との結論を受け入れることはできませんし、審査会が求める謝罪などに応じる必要もないと考えます。

最後になりますが、私は、いずれの場合においても意見や考え方の違いがあるのであれば、まずは話し合いによって解決を図るべきであり、議員同士が互いに説明し、反論し、議論を深めていくことこそがあるべき姿ではないかと考えていますが、現実には、本件ではそれがなされず、多くの時間と労力が本件審査に費やされる事となりました。

私は、このような対立や非難に時間を費やすことよりも、市民生活の向上、地域経済の活性化、子育て支援、防災対策、企業誘致など、市民の未来につながる政策議論に力を注ぐことこそが、議会の本来の役割であるべきと考えています。

また多くの市民の皆様も、議員同士の対立ではなく、自らの暮らしがより良くなる政策や、将来に希望を持てるまちづくりの議論を期待しているものと信じています。

私自身、赤磐市をより良いまちにしたいという強い志を持って議員活動に取り組んでおります。介護や医療に対する不安の解消、公共交通網の整備、学校教育の充実、地域経済の活性化、産業の育成、人口減少対策など、赤磐市には取り組むべき重要な市政課題が数多くありますが、このような事案に時間と労力を費やすことになったことは、誠に遺憾です。

今後におきましては、こうした事案に過度な時間や労力を費やすのではなく、市民生活の向上と赤磐市の発展に向けた政策課題に全力で取り組んでいくべきことが、住民の信頼に足る議会の姿であると申し述べ、本反論書の結びといたします。

以上

【添付資料】

- ・ 医師診断書（令和8年6月12日付 赤磐市国民健康保険熊山診療所）

診 断 書

住 所： 岡山県赤磐市桜が丘西1丁目19番8号

氏 名： 佐々木 雄司

昭和45年8月27日生

傷 病 名 逆流性食道炎 胃潰瘍癒痕 腹痛

附 記 上記にて2012.11.24より加療中である。
ときおり腹痛を生じ、胃カメラ、CT等による検査、投薬による治療を要す。

上記のとおり診断します。

令和8年6月12日

〒709-0705

岡山県赤磐市松木621番地4

電話(086)995-1251番

赤磐市国民健康保険

熊山診療所

医 師 中西 豊

